明石市よりお知らせ

障害児通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス)をご利用の皆様へ

< 個別サポート加算(I)のご案内 >

障害児通所支援事業に関する制度の仕組みが、令和3年4月ご利用分から改正されます。(この制度は、3年に一度、国によって見直しを行うこととされています。)。

この制度改正に伴い新設された個別サポート加算(I)について、令和3年4月以降のご利用分を以下のように取り扱います。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、**新就学児（小学1年生）以外の方について**は受給者証の加算追記については、更新の都度行うこととし、今回の変更により改めて受給者証の作成はいたしません。

１　個別サポート加算(I)ついて

目的

より手厚い支援を必要とする児童に応じて、きめ細かく対応できるよう、一定の要件に該当する障害児を受け入れた場合に、児童ごとに異なる報酬を請求できる体系に見直されます。

※ 児童毎に個別の職員を配置することをお約束する制度ではありません。

２　該当基準

【児童発達支援】

「未就学児等サポート調査票」に基づき、日常生活の大半に介助や見守りが必要な場合、該当になります。なお、明石市では令和3年4月の時点ですでに受給者証の交付を受けている場合、以下の通り読み替えます。

|  |  |
| --- | --- |
| (令和3年・制度改正に伴う読み替え) | 個別サポート加算（Ⅰ）該当の有無 |
| 就学前の児童  （支給決定を受けているすべての未就学児） | **該当** |

【放課後等デイサービス】

「就学児サポート調査票」に基づき、対象となるかどうか判断します。なお、令和3年4月の時点ですでに受給者証の交付を受けている場合、**「指標該当有」だった児童は、新しい「個別サポート加算(I)」は、該当として読み替えます。**(判定基準はほぼ同一です。)また、今回の制度改正に伴い、受給者証の表示はなくなります。また、指標有の児童の割合に応じた事業所ごとの報酬算定もなくなります。

**新就学児については**、以前ご提出いただいた、「個別サポート加算（Ⅰ）対象児確認書」を用いて該当の有無を判断しています。

**※　該当及び非該当の決定に関して変更を希望する場合は、通所事業所もしくは障害福祉課担当者（078-918-1344）までご連絡ください。**

<ご案内>

１　このお知らせは、令和3年4月の制度改正のうち、個別サポート加算(I)のご説明になります。

　２　受給者証に記載されている、一月あたりの利用者負担の上限額(0円/4,600 円/37,200 円)に変更はありません。そのため、利用者負担額に影響がない場合もあります。

３　事業所ごとに定めて徴収されている実費(おやつ代等)に影響するものではありません。

　明石市中崎１丁目５番１号（本庁舎議会棟１階）

明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係

担当　竹田、河田、廣田

　　　　　　　ＴＥＬ　０７８－９１８－１３４４